

令和2年度第1回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和2年10月2日(金) 8時55分～9時58分

場所

広島合同庁舎2号館5階 特別会議室

出席者

【公益代表委員】

岡田部会長、井上委員

【労働者代表委員】

福田委員、山崎委員、山田委員

【使用者代表委員】

石井委員、藤原委員

【事務局】

巻幡労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官
小松専門監督官

議題

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

○吉川賃金室長補佐

それでは、ただ今から第1回広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して自動車製造業最低賃金専門部会とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)部会長、部会長代理の選出についてまで、私、賃金室長補佐の吉川が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名、計7名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の規定による要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る9月18日から24日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員をご紹介したいと存じます。

お手元の別冊資料 1 に本自動車製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(委員紹介)

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございました。本日、ご欠席の委員は、公益代表の横田委員、使用者代表の豊田委員、お二人の委員がご欠席でございます。

それでは、次に労働基準部長の巻幡より、御挨拶を申し上げます。

○巻幡労働基準部長

おはようございます。広島労働局労働基準部長の巻幡でございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、自動車製造業最低賃金専門部会の委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。また、ご多用の中、本日のご出席にお礼を申し上げます。特定最低賃金でございますが、これは関係労使のイニシアティブにより設定するということが基本となっております。この自動車製造業最低賃金ですが、現在の金額は時間額 914 円でございます。今年度も労働協約の締結当事者より改正の申出がございまして、本日より委員の皆様方に具体的な調査審議をお願いすることとなったところでございますが、日程調整の方もご多用の中、大変、ご無理を申し上げて調整いただくことにもお礼申し上げます。また、年内発効という審議会としての申合せ的な目標がございますので、そちらの状況等もご理解いただきまして、ご審議の方、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○吉川賃金室長補佐

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

○吉川賃金室長補佐

ここでお手元の特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料の共通資料 3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御了知おきください。

議事(1) 部会長、部会長代理の選出についてへ移らせていただきます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 2 項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、予め御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

○狭間賃金室長

御報告申し上げます。自動車製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として岡田行正委員、部会長代理候補として、本日、ご欠席であります横田明子委員が推挙されております。以上でございます。

○吉川賃金室長補佐

ただ今、賃金室長より報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございます。部会長に岡田委員、部会長代理に横田委員を御承認いただきましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。しばらくお待ちください。

(部会長席・部会長代理席用意)

○吉川賃金室長補佐

それでは、岡田部会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

○岡田部会長

ただ今、部会長に選出いただきました岡田でございます。よろしくお願いいたします。ご存じのように新型コロナウイルス、こういう状況でございますけれども、できる限りスムーズな審議進行を心掛けて、公正な特定最賃の決定に努めたいと思っておりますので、委員の皆様の御協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事(2)広島県自動車製造業最低賃金の改正決定についてに移りたいと思います。まず、事務局から説明をお願いいたします。

坂本賃金指導官

それでは、資料の説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料でございますが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。まず、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。また、別冊資料につきましては、本自動車製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。なお、特定(産業別)最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金或いは特定最賃と略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、ご留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料 1、通し番号の1ページ、特定(産業別)最低賃金についてを御覧ください。既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本自動車製造業最低賃金につきましては、机上配布しました令和2年度特定最低賃金の改正申出状況及び令和2年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額のとおり、労働協約ケースにおける要件を以て、改正申出がなされております。審議にあたりましては、この点にご留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続きでございますが、本年8月21日の第530回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料 2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。共通資料 4、通し番号の5ページ、令和2年度広島地方最低賃金審議会の運営についてを御覧ください。本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に特定(産業別)最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとされており。また、共通資料

5-2、通し番号の13ページ、運営小委員会座長報告記の関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善の金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされており。昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料 7、通し番号の25ページ、令和元年度最低賃金審議経過一覧を御覧ください。下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の右から4列目に自動車製造業がございます。昨年、令和元年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額22円、時間額914円の答申を頂いております。本年度のスケジュールを申し上げますと、10月30日金曜日の午後1時から第532回本審を開催予定としております。特定最賃の年内発効には、この本審において本専門部会の部会長報告を行い、答申することが必要となります。

続きまして、共通資料 8、通し番号の26ページを御覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会のさらなる透明性が求められており、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。

今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことを、御了解いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。私からは、以上でございます。

○狭間賃金室長

続きまして、広島県自動車製造業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきまして、私から御説明いたします。まず、別冊資料 2、通し番号の2ペー

ジは、現行の広島県自動車製造業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを併せて添付してございます。

別冊資料 3、通し番号の9ページは、全国の自動車製造業関係の最低賃金の一覧表でございます。

別冊資料 4、通し番号の10ページからは、広島県内で実施した自動車製造業最低賃金に関する最低賃金実態調査概要でございます。広島労働局で本年5月~7月にかけて、通信調査を実施して取りまとめたものです。製造業については1人~99人規模の事業場、小売りについては1人~29人規模の事業場を対象とした抽出調査です。規模、地域、業種別の母集団から無作為抽出しました抽出調査でありますので、全数調査ではありませんので、補正というか復元をしているわけです。なお、調査対象月は令和2年6月分の賃金です。

通し番号15ページの最低賃金実態調査における分位偏差をご覧ください。一番下の欄に最低賃金を示しております。各規模別の第1・20分位数、第一・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順番から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1の数値を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果です。

通し番号16ページをご覧ください。時間額と労働者累積人数のグラフです。横軸が10円刻みの時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数を棒グラフで表しております。右縦軸が折れ線の人数の累計を示しております。

通し番号17ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものです。

通し番号18ページが最低賃金額と平均賃金額の推移です

通し番号20ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合です。規模ごとに時間額914円を下回っている労働者の比率を示しております。

通し番号21ページが最低賃金引上げ試算表です。これは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合、つまり影響率を1円単位で変化を示した表となります。

通し番号22ページが、過去15年間の最低賃金の引き上げ額と未満率、影響率の一覧表でございます。以上でございます。

○岡田部会長

ありがとうございました。只今の事務局の説明につきまして、何かご質問等がございますでしょうか。如何ですか。

○石井委員

毎回聞くんですが、この未満率っていうのは、影響率と書いてある部分もありますけれど、今回の調査でいうと13.7%、すごい大きい感じがするんですけど、どういうケースが考えられますか。違反という訳ではないんですね。

○狭間賃金室長

違反というケースも含んでいると思われます。これについては、詳細に検証している訳ではございませんので、数値のみで判断いたしますと、違反というケースも考えられます。また、適用除外となっている職種等もございますけれども、その方々も含まれているものでございます。

○岡田部会長

はい、ありがとうございました。ほかに如何でしょうか。

(発言なし)

○岡田部会長

特に無いようですので、進めさせていただきます。

ここで他府県の結審状況について分かれば、事務局から説明いただければと思います。なお、今後の審議は、公開することで個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき、非公開といたします。

【以下非公開】

(了)